

第104号議案

島根県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

島根県固定資産評価審議会条例（昭和37年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第401条の2第6項」を「第401条の2第5項」に改め、「島根県固定資産評価審議会」の次に「（以下「審議会」という。）」を加え、「関する」を「関し必要な」に改める。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（会長）

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。